

キャッシュ・フロー法人税の税率

— キャッシュ・フロー計算書による試算 —

山田直夫

一、はじめに

(1) 法人税の中立性

税制調査会（二〇〇四）は、「これまで法人税については、国際的に整合性がとれ、企業活動に歪みの少ない中立的な税制を目指し、課税ベースを拡大・適正化しつつ、税率を引き下げてきた。」とし、さらに「今後とも、経済社会の構造変化に柔軟に対応する観点から、改革を進めていかねばならない。」としている。実際最近の法人税改革

を振り返ると、税率については平成一〇年度税制改正で三七・五％から三四・五％へ、さらに平成一一年度税制改正では三〇％に引き下げられている。そして法人所得課税の実効税率は図表1にも示してあるが、現在三九・五四％となっている。また平成一〇年度税制改正において法人税の課税ベースの見直しが行われるなど、企業の所得という課税ベースを維持しながら中立性を改善しようとする措置がとられてきたといえる。

しかし、所得ベースの法人税が資本コストに影響し、企業の投資に歪みを与える可能性が高いこ

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表1 法人所得課税の実効税率の推移

年度	税率
平成9年度以前	49.98%
平成10年度	46.36%
平成11年度以降	40.87%
平成16年度以降	39.54%

(注1) 法人事業税が損金算入されることを調整したうえで、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したもの。

(注2) 平成16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。

(出所) 羽深(2005)287頁より作成

とが知られている。さらにわが国をはじめ多くの国では配当と留保に対する法人税と個人所得税の二重課税を完全には調整してはならず、資金調達行動に対する中立性が確保されていない。つまり企業の所得を課税ベースとする法人税では、企業行動に対する中立性を達成するのが困難なのである。

では、企業活動に対して中立的な税制とはどのようなものであろうか。その一つとして、イギリスの税制改革の報告書である『ミード報告』(Institute for Fiscal Studies (1978))で提案されているキャッシュ・フロー法人税(資金ベース法人税)がある。これは企業のネットのキャッシュ・フローを課税ベースとする税制である。詳細については後述するが、『ミード報告』ではキャッシュ・フローを実物取引に関するもの(Rベース)、株式を除いた金融取引に関するもの

(F ベース)、株式取引に関するもの (S ベース)、租税取引に関するもの (T ベース) に分けてい
る。また中立性に関しては、キャッシュ・フロー
法人税では投資が即時償却されるため資本コスト
に影響を与えず、企業の投資決定に歪みを与えな
い。さらに企業段階でキャッシュ・フロー法人税
を、個人段階で支出税を課すことにより資金調達
に関する中立性が達成される。

アメリカでは所得税体系を、キャッシュ・フ
ローを課税ベースとする体系に移行した場合の影
響を試算した研究 (Gordon and Stenrod
(1988)、Gordon *et al.* (2004)) がある。また二
〇〇五年一月にブッシュ大統領の諮問を受け設立
された、税制改革諮問委員会 (President's Advi-
sory Panel on Federal Tax Reform) は同年一
月に報告書¹⁾を提出している。その中で一つの案
として投資を即時償却する法人税制が提案されて

いる。²⁾つまりキャッシュ・フロー法人税が『ミ
ド報告』において提案されて約三〇年になるが、
現在の政策論議にも影響を与えているのである。

(2) 本稿の目的

わが国におけるキャッシュ・フロー法人税の課
税ベースに関する先行研究としては、田近・油井
(二〇〇〇) がある。田近・油井 (二〇〇〇) で
はキャッシュ・フロー法人税の中立性を示し、さ
らにわが国においてキャッシュ・フロー法人税を
導入した場合、課税ベースがどのようになるかを
一九八七年度から一九九六年度の一〇年間にわ
たって試算している。そして試算から得られた主
な結果は、以下の二点である。一つは、キャッ
シュ・フローは所得よりも年度によって、あるい
は企業によっても大きく変動すること。もう一つ
は、税収中立を仮定した場合、一〇年間の累積額

でみた平均税率がRベースでは九〇%と高くなっていることである。

田近・油井(二〇〇〇)では企業のキャッシュ・フローを直接見ることができないので、各企業の貸借対照表と損益計算書を用いて試算が行われている。しかし近年経営においてキャッシュ・フローが重視されるようになり、わが国でも二〇〇〇年三月期決算からキャッシュ・フロー計算書が財務諸表の一つとして公表されるようになった。ただしキャッシュ・フロー計算書に記されているキャッシュ・フローがそのままキャッシュ・フロー法人税の課税ベースになるわけではない。

そこで本稿ではキャッシュ・フロー計算書を用いて、税収中立を仮定した場合のRベース法人税の税率を求めた³⁾。分析対象企業は東証一部上場企業で、分析対象期間は一九九九年度から二〇〇三

年度までの五年間である。個別の業種毎に試算を行うとともに、各産業のデータを集計し、製造業、非製造業、全産業についても同様の試算を行った。また税金等前調整前当期純利益を課税ベースとする法人所得税についても税率を求め、両者の比較を行った。

(3) 本稿の構成

本章の構成は以下のとおりである。二節では『ミッド報告』に基づいてキャッシュ・フロー法人税の仕組みを示し、四種類のキャッシュ・フローについて概説する。続く三節ではキャッシュ・フロー法人税の投資と資金調達に対する中立性について議論する。そして四節では税率の試算を行い、試算結果に検討を加える。最後の五節でそれまでの議論をまとめ、わが国の税制改革に対するインプリケーションを示す。

二、キャッシュ・フロー法人税の概要

本節では『ミード報告』に基づいて、キャッシュ・フロー法人税の概要を紹介する。前述したように『ミード報告』ではキャッシュ・フローを四種類に分類している。その四種類とは図表²で示したように、実物取引によるもの、株式を除く金融取引によるもの、株式の取引によるもの、租税に関する取引によるものである。そしてそれぞれのネットのキャッシュ・フローをRベース、Fベース、Sベース、Tベースとよんでいる。

キャッシュ・フロー法人税では、図表²の最下段にあるように、租税の支払と還付によつて定義的に総流入と総支出が等しくなる。つまり、

$$R+F+S+T=R+F+S+T \cdots (1)$$

が成立している。またこの式より、

$$(R-R)+(F-F)=(S-S)+(T-T) \cdots (2)$$

という式が導出できる。これは実物取引と株式を除く金融取引のネットの純資金流入額が株式取引と租税取引のネットの純資金流出額と等しいことを示している。つまり課税ベースで考えると、RベースとFベースの和が、SベースとTベースの和に等しくなるのである。

以下では各課税ベースの具体的な算定の仕方と特徴について説明する。

(1) Rベース (カーカ)

Rベースは実物取引に関する収支であるので、資金の流入としては財・サービスの売り上げや実物資産の売却収入がある。そして資金の流出としては原材料費の購入、賃金などの経常費用と実物資産の購入がある。

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表2 企業のキャッシュ・フロー

取引の種類	流入	流出
実物取引 (R ベース)	R 生産物の売上 サービスの売上 実物資産の売却	\bar{R} 原材料の購入 貸金等の支払い 実物資産の購入
内国法人の株式を除く 金融取引 (F ベース)	F 貸方の増加 借方の減少 当座借越の増加 現金残高の減少 その他の借入の増加 その他の貸付の減少 受取利子 外国法人の株式の減少	\bar{F} 貸方の減少 借方の増加 当座借越の減少 現金残高の増加 その他の借入の減少 その他の貸付の増加 支払利子 外国法人の株式の増加
内国法人の株式取引 (S ベース)	S 株式発行 他の内国法人の株式の減少 受取配当	\bar{S} 自社株取得 他の内国法人の株式の増加 支払配当
租税取引 (T ベース)	T 租税の還付	\bar{T} 租税の支払い
総流入 = 総流出 ($R + F + S + T = \bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$)		

(出所) Institute for Fiscal Studies (1978) p.231より作成

所得ベースの法人税と比べたときのRベースの特徴は以下の二点である。一つは、Rの項目に実物資産購入費があること、つまり投資を全額控除できることである。したがって減価償却について考慮する必要はない。現行の法人税では課税所得の計算にあたって減価償却等で複雑な計算が必要であり、しかも恣意性が入る可能性も高い。よってキャッシュ・フロー法人税への移行は税制の簡素化が図れるということになる。もう一点は支払い利子と受取り利子の扱いである。Rベースは実物取引に関するものなので利子については考慮されない。したがって受け取り利子に課税されない代わりに支払い利子の控除も行われない。

(2) F ベース (F ベース)

F ベースは金融取引のうち内国法人の株式を除いたものである。したがって資金の流入として長

短期の借入、金融資産の売却、利子の受け取りなどがある。一方資金の流出としては長短期の返済、金融資産の購入、利子の支払いなどがある。

『ミッド報告』ではRベースとFベースとを合わせた「R+Fベース」を提案している。Rベースであれば金融機関など実物取引をあまり行わない企業に課税することが難しいがこれによりその問題が解決する。また借入れによつて投資を行つた企業は、投資額のみだけRベースが縮小するが、その一方で借入額のみだけFベースが拡大するので、R+Fベースであれば投資による課税ベースの縮小を抑えることができる。

(3) Sベース (S-S)

Sベースは内国法人の株式に関する収支差を課税ベースとする。したがつて資金の流入としては株式発行(増資)、他社の株式の売却、受

け取り配当がある。一方資金の流出は、自社株の取得、他社の株式の購入そして支払い配当である。

また(2)式より、税率の設定によつてはSベースに課税することとR+Fベースに課税することが全く同じことになることがわかる。⁽⁴⁾ R+Fベースに関する取引の数に比べて、Sベースに関する取引の数が少なければ、把握しなければならぬ取引数を減らしつつ、R+Fベースに対して課税できることになる。そのため『ミッド報告』でもSベースを最終的なキャッシュ・フロー法人税の課税ベースとしている。

(4) Tベース (T-T)

Tベースは租税に関する取引の収支であるから、資金の流入である租税還付と、流出である支払税額の差額ということになる。

三、キャッシュ・フロー法人税の 中立性

(1) 投資に対する中立性⁵⁾

新古典派投資理論では企業の投資は資本コストによつて決定される。したがつて投資に対する中立性とは、税制が資本コストに影響を与えないことを意味する。所得を課税ベースとする通常の法人税の場合、資本コストは税率と減価償却、そして負債利子が法人税の課税ベースから控除されることの影響を受ける。

しかしキャッシュ・フロー法人税の場合投資が全額控除されるため減価償却の影響を受けない。また負債利子は課税ベースから控除されないのもその影響もない。さらに課税ベースがキャッシュ・フローの場合、企業は税制の有無によつて

行動を変化させるインセンティブがない。つまりキャッシュ・フロー法人税は投資行動に対して中立的なのである。

(2) 資金調達に対する中立性

ここではキャッシュ・フロー法人税の資金調達に関する中立性を示す。企業の資金調達としては、負債、新株発行、内部留保の三種類を考える。また個人段階での課税も前提とする。まず通常の法人税の場合に注目し、続いてキャッシュ・フロー法人税について考える。

① 法人税のケース

まず負債で資金調達をした場合、負債利子に関しては控除が認められるので、企業段階では課税ベースに含まれず、個人段階で資本所得税が課されることになる。一方、新株発行の場合、企業段

階で法人税が課され、個人段階で資本所得税（配当課税）が課される。したがって調整を何も行わない場合、あるいは調整が不十分な場合は法人税と個人所得税の二重課税の問題が生じる。内部留保の場合、企業段階で法人税が課され、個人段階でキャピタル・ゲイン税が課される。これは企業の内部留保が株主である個人のキャピタル・ゲインに反映されるからである。キャピタル・ゲイン税は本来、発生ベースで課税しなければならないがそれは困難であり、実際には実現ベースで行われている。

したがって負債と株式を比較した場合、税制上負債を優遇していることになる。さらに内部留保については発生ベースで課税することは困難であり、他の二つと比較して税負担に差が生じる可能性が高い。つまり法人税のケースでは資金調達に対して非中立的である。

② キャッシュ・フロー法人税のケース

キャッシュ・フロー法人税では負債利子は控除されない。したがって負債で資金調達した場合も、新株発行で資金調達した場合も、企業段階でキャッシュ・フロー法人税、個人段階で資本所得税が課せられる。一方、内部留保については企業段階でキャッシュ・フロー法人税が課され、個人段階ではキャピタル・ゲイン税が課される。そして法人税のケースと同様、キャピタル・ゲイン税に関して課税時点の問題が生じ、他の二つの資金調達方法と税負担が異なる可能性が高い。ただし個人段階で消費課税を実施し、資本所得を非課税とすれば、資金調達方法の違いによる税負担の差は生じない。つまり、キャッシュ・フロー法人税と支出税の組み合わせにより資金調達に対する中立性を達成できるのである。

四、課税ベースの試算

(1) キャッシュ・フロー計算書について

本節ではキャッシュ・フロー計算書に基づいてわが国におけるキャッシュ・フロー法人税の税率の試算を行う。具体的にはRベースについて試算を行う。その前にここではキャッシュ・フロー計算書の内容を簡単に紹介する。

キャッシュ・フロー計算書とは一会計期間のキャッシュ・フローの状況を「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の三つに区分して示したものである。「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは売上や商品仕入などの営業活動から生じたキャッシュ・フローと投資活動、財務活動によるキャッシュ・フ

ローに含まれないキャッシュ・フローを合わせたものである。また「投資活動によるキャッシュ・フロー」は証券投資、設備投資、融資によるキャッシュ・フローのことである。最後の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は借入金、社債、配当金に関するキャッシュ・フローを表わす。

またキャッシュ・フロー計算書の表示方法には直接法と間接法の二種類がある。直接法は営業収入、仕入れなどの主要な取引ごとにキャッシュ・フローを表示するものである。主要取引ごとにキャッシュ・フローが把握できるが、その分作成に手間がかかる。一方、間接法は税金等前当期純利益と貸借対照表などをもとに非資金取引、営業活動による資産と負債の増減、投資活動、財務活動によって生じた損益などを調整してキャッシュ・フローを表示する方法である。直接法とは

逆に主要取引ごとのキャッシュ・フローはわからないが、作成は相対的に容易であり、多くの企業が間接法を採用している。また直接法と間接法の様式の違いは「営業活動によるキャッシュ・フロー」のみで投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローは同じである。

キャッシュ・フロー計算書の中で最もRベースと関連があるのが「営業活動によるキャッシュ・フロー」である。また図表³はキャッシュ・フロー計算書のうち、間接法によって示された「営業活動によるキャッシュ・フロー」の部分を取り出したものである。そこで間接法による「営業活動によるキャッシュ・フロー」の導出について図表³を用いて五段階に分けてより詳しく説明する。まず第一段階では「税金等調整前当期純利益」から非資金損益項目を調整する。図表³でいえば、「減価償却費」と「貸倒引当金の増加額」

がこれにあたる。つまり、「税金等調整前当期純利益」の導出の際には差し引かれるが、実際にはキャッシュが流出していない項目を加えるのである。続いて第二段階では、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる項目を調整する。図表³では「受取利息および受取配当金」、「支払利息」、「為替差損」、「持分法による投資損益」、「固定資産売却損益」、「損害賠償損失」の各項目がこれにあたる。つまり「税金等調整前当期純利益」の導出の際には考慮されるが、キャッシュ・フロー計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれない項目を除いていくのである。さらに第三段階では営業資産と営業負債の増減項目の調整を行う。図表³では「売上債権の減少額」、「棚卸資産の減少額」、「仕入債務の増加額」がこれにあたる。これによってモノの受け渡しとカネの受け渡しの時間のずれを調整

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表3 営業活動によるキャッシュ・フローの主な項目と数値例

営業活動によるキャッシュフロー	金額
税金等調整前当期純利益	50
減価償却費	40
貸倒引当金の増加額	5
受取利息および受取配当金	-10
支払利息	4
為替差損	8
持分法による投資損益	5
固定資産売却損益	-8
損害賠償損失	10
売上債権の減少額	-80
棚卸資産の減少額	30
仕入債務の増加額	-5
役員賞与の支払額	-8
小計	41
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	-5
法人税等の支払額	-9
損害賠償金の支払額	-7
営業活動によるキャッシュフロー	33

(出所) 筆者作成

しているのである。そして第四段階は利益処分についてである。図表3では「役員賞与の支払額」がこれにあたる。役員賞与は本来利益処分項目であり、利益処分計算書において差し引かれるが、間接法のキャッシュ・フロー計算書では「税金等調整前当期純利益」の減算項目として取り扱われる。ここまでの調整を行った結果が「小計」という項目に示されている。最後の第五段階では、キャッシュ・フロー計算書の概念上、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに含まれない項目を調整する。図表3では「利息及び配当金の受取額」、「利息の支払額」、「法人税等の支払額」、「損害賠償金の支払額」がこれにあたる。つまり「小計」に第五段階の調整を行ったものが「営業活動によるキャッシュ・フロー」になる。なお図表3では「税金等調整前当期純利益」から「受取利息および受取配当金」と「支払利息」を

控除し、さらに「利息及び配当金の受取額」、「利息の支払額」を調整している。これは「受取利息および受取配当金」と「支払利息」が発生主義に基づくものなので、いったん控除し、現金主義に基づく「利息及び配当金の受取額」、「利息の支払額」という項目を改めて加えているのである。

(2) データ

R ベースの試算に用いたデータは、日経 NEEDS の「日経財務データ」および金融庁の「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」にある各企業の連結キャッシュ・フロー計算書である。分析期間は一九九九年から二〇〇三年度までの五年間である。分析対象企業は東証一部上場企業で、企業を日経 NEEDS の大分類 (全産業、製造業、非製造業) と中分類 (製造業一七業種、非

製造業一六業種) に従って分けた。個別の業種毎に試算を行い、税収中立を仮定した場合の R ベース法人税の税率を求めた。また各産業のデータを集計し、製造業、非製造業、全産業についても同様の試算を行った。また税金等前調整前当期純利益を課税ベースとする法人所得税についても課税ベースと税率を求め、両者の比較を行った。なお図表 4 は分析対象企業の業種とその企業数をまとめたものである。

(3) 試算方法

既に指摘したことではあるが、キャッシュ・フロー計算書の中で最も R ベースと関連があるのが営業活動によるキャッシュ・フローである。ただしこれには他の二つのキャッシュ・フローに含まれない、利息や配当に関するキャッシュ・フローや法人税等の支払額も加えられているので、その

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表 4 業種とその企業数

業 種	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
全産業	1132	1383	1442	1482	1535
製造業	692	790	818	839	863
ゴム	10	13	13	13	13
その他製造	44	49	49	52	52
その他輸送機器	14	13	13	10	9
紙・パルプ	12	14	16	19	19
医薬品	31	33	35	36	37
化学	96	109	110	111	111
機械	100	110	112	114	119
自動車	43	44	45	45	46
食品	47	66	69	70	73
精密機器	22	26	26	26	27
石油	4	6	6	9	9
繊維	36	41	43	44	44
造船	4	4	4	4	4
鉄鋼	31	33	34	35	36
電気機器	135	154	162	166	171
非鉄・金属	48	54	57	57	63
窯業	20	24	24	25	25
非製造業	440	593	624	643	672
陸運	14	14	14	14	14
不動産	24	33	34	37	39
電力	10	11	11	11	11
鉄道・バス	19	20	20	20	20
通信	10	10	12	14	14
倉庫運輸関連	12	13	13	13	13
水産	6	6	6	7	7
小売業	29	79	84	88	97
商社	105	131	136	138	146
鉱業	4	7	9	9	9
建設	86	97	100	103	108
空運	4	4	4	5	5
海運	10	10	10	10	10
その他金融	25	30	31	31	31
サービス	77	122	134	137	142
ガス	5	6	6	6	6

(出所) 筆者作成

ままではRベースとはならない。そこで「営業活動によるキャッシュ・フロー」の中で、利息や配当、法人税等を含まない部分を合計した「小計」という項目に注目する。また投資活動に関するキャッシュ・フローに含まれている固定資産に関するキャッシュ・フローもRベースに含まれると考えられる。具体的な項目としては「固定資産の取得による支出」と「固定資産の売却による収入」である。そこでRベースを以下の式により求めた。

$$R \text{ ベース} = (\text{小計}) - (\text{固定資産の取得による支出}) + (\text{固定資産の売却による収入})$$

また税込中立を仮定した場合、R

ベースの税率はどのくらいになるかを試算しているが、その際に各企業が支払った法人税等として、キャッシュ・フロー計算書の「法人税等の支払額」を用いた。この「法人税等の支払額」は当期の損益計算書の法人税等と貸借対照表の未払い法人税等により以下のように求められる。

$$\text{(法人税等の支払額)} = \text{法人税等} + \Delta(\text{未払い法人税等})$$

つまり当期に実際に支払った法人税等の額⁷⁾ということになる。

(4) 試算結果

図表5は税金等調整前純利益とRベースを課税ベースとしたとき、「法人税等の支払額」に示されている額を徴収するには税率をどのくらいの水準に設定しなければならぬかを中分類の業種毎に試算したものである。つまり税収中立の仮定の

下での課税ベースの違いによる税率の差を比較したのである。これによるとほとんどの年度、ほとんどの業種で法人所得税率の方が高くなっている。⁽⁸⁾

図表6は図表5と同様の試算を大分類について行ったものである。年度による課税ベースの変動の影響を小さくするため、図表7では中分類の業種毎に分析対象期間の累積額からやはり税収中立の仮定の下での税率を求めた。そして図表8では同様の試算を大分類について行った。中分類、大分類ともに法人所得税率の方が高い業種が圧倒的であるが、図表7によれば「自動車」はRベース法人税の税率の方が高かった。また両者の税率が近い業種としては「医療品」、「小売業」、「陸運」、「サービス」などが挙げられる。

以上の試算結果から、全体的な傾向として以下の点が指摘できる。

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表5 税率（中分類）

製造業
食品

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	56.99	57.02
2000	68.14	35.88
2001	62.44	50.76
2002	42.86	34.57
2003	52.33	28.75

繊維

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	59.89	22.08
2000	49.75	22.93
2001	154.68	42.16
2002	56.16	18.29
2003	37.44	24.60

パルプ・紙

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	29.17	8.70
2000	72.53	19.74
2001	147.76	26.79
2002	22.65	5.73
2003	27.20	16.77

化学

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	35.84	21.77
2000	50.71	38.70
2001	74.28	41.76
2002	38.05	22.66
2003	28.84	24.10

医薬品

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	52.90	47.19
2000	47.43	46.40
2001	52.03	53.93
2002	44.95	42.75
2003	44.16	47.06

石油

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	116.46	312.83
2000	39.16	12.20
2001	60.60	11.20
2002	57.08	88.57
2003	38.65	9.33

ゴム

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	46.45	16.81
2000	119.83	67.03
2001	217.16	30.25
2002	5.45	3.59
2003	18.77	21.32

窯業

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	31.07	19.09
2000	34.04	21.99
2001	173.51	45.58
2002	41.30	10.96
2003	26.81	19.68

鉄鋼

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	72.82	6.45
2000	43.31	8.80
2001	206.08	22.16
2002	52.08	8.14
2003	12.77	7.24

非鉄・金属

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	64.82	29.06
2000	40.09	51.14
2001	127.76	68.57
2002	59.31	20.73
2003	37.10	26.33

機械

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	51.14	22.71
2000	45.05	29.29
2001	91.39	53.47
2002	42.90	23.16
2003	27.02	20.86

電気機器

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	29.37	14.22
2000	25.35	30.11
2001	84.49	46.68
2002	24.13	9.64
2003	24.59	16.69

造船

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	—	23.86
2000	42.45	19.64
2001	79.25	22.23
2002	47.71	25.81
2003	85.27	18.62

自動車

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	44.88	46.07
2000	37.09	37.53
2001	37.83	48.06
2002	29.66	39.20
2003	12.34	13.37

その他輸送機器

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	80.17	25.09
2000	51.72	27.26
2001	62.44	16.26
2002	40.24	19.75
2003	27.83	20.68

精密機器

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	31.04	15.94
2000	33.35	33.52
2001	79.11	57.95
2002	29.04	14.75
2003	20.21	18.25

その他製造

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	63.11	42.22
2000	59.21	55.00
2001	89.67	45.49
2002	43.69	23.84
2003	36.82	33.93

非製造業
水産

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	43.90	28.16
2000	79.36	55.16
2001	77.34	48.49
2002	85.15	26.14
2003	45.90	22.69

商社

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	53.15	19.17
2000	44.98	32.38
2001	72.36	21.87
2002	36.43	15.38
2003	30.52	18.17

不動産

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	40.74	7.15
2000	30.92	9.86
2001	32.40	16.35
2002	13.46	13.27
2003	28.39	14.86

海運

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	47.16	10.03
2000	44.18	11.18
2001	82.90	17.49
2002	20.79	9.21
2003	21.33	16.13

通信

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	139.15	74.20
2000	34.64	67.64
2001	425.55	58.22
2002	19.25	8.13
2003	15.60	7.61

サービス

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	50.85	50.86
2000	44.57	46.14
2001	65.04	59.47
2002	50.13	50.98
2003	39.62	37.02

(出所) 筆者作成

鉱業

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	32.27	9.60
2000	36.31	21.73
2001	119.08	71.01
2002	87.64	56.74
2003	63.34	57.40

小売業

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	50.61	57.04
2000	47.27	44.18
2001	49.37	32.91
2002	38.74	38.69
2003	41.18	34.23

鉄道・バス

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	46.48	14.41
2000	92.49	24.58
2001	82.65	22.44
2002	64.39	21.43
2003	64.93	25.54

空運

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	36.63	13.61
2000	19.33	7.58
2001	—	541.85
2002	114.74	12.92
2003	50.61	89.65

電力

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	66.55	16.00
2000	43.51	16.25
2001	40.14	14.51
2002	48.57	15.01
2003	48.50	15.44

建設

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	66.06	20.99
2000	59.84	17.10
2001	76.97	25.03
2002	46.24	19.03
2003	13.62	13.25

その他金融

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	51.65	20.38
2000	46.26	41.34
2001	53.57	34.87
2002	43.63	18.93
2003	45.38	27.94

陸運

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	63.89	41.63
2000	348.42	55.57
2001	47.94	41.89
2002	35.62	50.04
2003	37.96	76.10

倉庫・運輸関連

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	57.58	53.05
2000	82.03	39.07
2001	51.16	44.59
2002	46.80	42.75
2003	48.47	65.25

ガス

単位は%		
年度	法人所得税	Rベース法人税
1999	57.79	45.57
2000	41.20	26.21
2001	36.61	25.06
2002	47.64	26.38
2003	39.92	24.06

キャッシュ・フロー法人税の税率

図表 6 税率（大分類）

全産業

年度	単位は%	
	法人所得税	R ベース法人税
1999	51.08	26.72
2000	42.50	32.07
2001	68.71	38.59
2002	36.00	21.50
2003	28.29	20.41

製造業

年度	単位は%	
	法人所得税	R ベース法人税
1999	44.69	26.51
2000	41.21	33.69
2001	66.39	44.12
2002	34.69	22.39
2003	26.16	20.74

非製造業

年度	単位は%	
	法人所得税	R ベース法人税
1999	54.85	26.83
2000	43.19	31.31
2001	69.99	36.23
2002	36.74	21.05
2003	29.51	20.25

（出所） 筆者作成

1. 両税率を比較すると、ほぼ全ての産業、年度において法人所得税率の方が高い。

2. 五年間の累積額からRベースの税率を求める
と、全産業で二七・〇％、製造業で二八・二
％、非製造業で二六・四％であった。つまり
本稿の試算期間においては低率で税収中立性
が確保できる。

五、おわりに

本章ではキャッシュ・フロー法人税のRベースに注目し、わが国におけるRベースを、キャッシュ・フロー計算書を用いて試算した。

主な結果としては五年間の累積額からRベースの税率を求めると、全産業で二七・〇％、製造業で二八・二％、非製造業で二六・四％であった。厳密には単純比較⁹⁾できないが、田近・油井（二〇

図表7 税率の試算（中分類）

単位は%

製造業			非製造業		
業種	法人所得税	R ベース法人税	業種	法人所得税	R ベース法人税
食品	55.60	38.30	水産	62.14	34.09
繊維	59.63	25.19	鉱業	80.53	55.01
パルプ・紙	46.44	15.21	建設	41.38	18.81
化学	43.05	29.05	商社	45.29	21.20
医療品	47.94	47.34	小売業	43.41	37.56
石油	50.11	16.53	その他金融	47.94	27.12
ゴム	43.49	25.88	不動産	23.78	12.09
窯業	41.60	21.13	鉄道・バス	69.31	21.98
鉄鋼	37.21	9.54	陸運	52.41	50.75
非鉄・金属	54.79	36.10	海運	36.92	13.19
機械	46.75	28.49	空運	54.32	19.48
電気機器	31.98	19.98	倉庫・運輸関連	55.30	47.55
造船	77.30	21.47	通信	56.86	32.70
自動車	29.31	33.94	電力	47.54	15.40
その他輸送機器	44.63	20.77	ガス	43.57	27.60
精密機器	33.81	24.25	サービス	49.55	48.28
その他製造	54.20	38.25			

(出所) 筆者作成

○○○)では試算期間一〇年間の累積額でみた東証一部の製造業におけるRベースの税率は九〇%であったので、本稿の試算期間においては比較的税率で税収中立性が確保できることが明らかになった。ただし先行研究との差が大変激しいので、その原因を探り、試算方法の精緻化に努める必要がある。¹⁰⁾

今後税制の企業行動に対する中立性はますます重要になってくるので、わが国の税制改革において、キャッシュ・フロー法人税の導入も選択肢の一つとして検討すべきである。ただし産業別、年度別でキャッシュ・フローの変動が大きいので、導入にあたっては法人税にどれだけ税収を期待するか、税率をどのように設定するか等の問題に注意を払う必要があるだろう。

図表 8 税率の試算（大分類）

単位は%

	法人所得税	R ベース法人税
全産業	42.34	27.01
製造業	39.85	28.20
非製造業	43.75	26.43

(出所) 筆者作成

(注)

(1) President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005)

(2) 報告書では、「簡素な所得税案」(Simplified Income Tax Plan)と「成長及び投資税制案」(Growth and Investment Tax Plan)の二つが示されている。そのうち「成長及び投資税制案」が投資の即時償却を採用している。

(3) ただしキャッシュ・フロー計算書のみからRベースを正しく把握するのは困難であり、試算の正確性に疑問が残ることは否定できない。

(4) これを式で表すと以下のようになる。R + F ベースに税率 t で課税された場合、租税の支払は

$$(T - T) = t \{ (R - R) + (F - F) \}$$

となる。これを②式に代入する。

$$(S - S) = (1 - t) \{ (R - R) + (F - F) \}$$

となる。

$$(T - T) = \left(\frac{t}{1 - t} \right) (S - S)$$

(5) 本間監修・神谷・山田編 (二〇〇五) 第四章において数式を用いた説明がなされている。

(6) 一般的に企業活動において実物取引が最も重要と考えられるので本稿ではRベースの絞つての試算を行った。なお後述するが分析対象には金融機関は含まれていない。

- (7) 法人は事業年度の終了の日の翌日から二月以内に入法人税の申告書を提出しなければならない。したがってキャッシュ・フロー計算書の「法人税等の支払額」が厳密には実際の支払額と等しくならない可能性もある。
- (8) 投資を全額控除するケースの方が低い税率になるという結果は、直観に反しているのでもともと試算方法について検討が必要である。
- (9) 単純比較できない理由としては試算方法が異なっていることもあるが、田近・油井（二〇〇〇）の分析期間がバブル期を含んでいることが挙げられる。
- (10) 本論では触れなかったが、キャッシュフロー法人税には移行期の問題がある。つまり現行の所得ベースの法人税からキャッシュフロー法人税に移行した場合、負債の支払利息控除がなくなるため、負債を抱えた企業の税負担が上昇するといった問題である。今後、こうした問題についても先行研究を参考に検討していきたい。

（参考文献）

Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade* (『III—1 報告』, Allen and Unwin.

Gordon, R., Kalambokidis, L., and Slemrod, J. (2004) “Do

We Now Collect Any Revenue from Taxing Capital Income?” *Journal of Public Economics* vol.88, pp981-1009.

Gordon, R. and Slemrod, J. (1988) “Do We Collect Any Revenue from Taxing Capital Income?” In Summers, L. (Ed.), *Tax Policy and the Economy*, vol. 2. MIT Press, Cambridge, pp. 89-130.

Kay, J. A. and King, M. A. (1990) *The British Tax System*, fifth edition, Oxford University Press (第四版邦訳、田近栄治訳（一九八四）『現代税制の経済学』東洋経済新報社）

King, M. A. (1987) “The Cash Flow Corporate Income Tax” In M. Feldstein (ed.), *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, University of Chicago Press, 371-398.

President’s Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005) “*Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America’s Tax System*”

赤井伸郎（二〇〇三）「設備投資行動と法人税効果 展望—実証研究のサーベイ—」『経済活力と税制—金融関連税制を中心—』三三一—五四頁、金融調査研究会

伊藤邦雄責任編集、桜井久勝・百谷卓裕康・鎌谷豊彦著（二〇〇四）『キャッシュ・フロー会計と企業評価』中央経済社

税制調査会（二〇〇四）「平成一七年度の税制改正に関する答

キャッシュ・フロー法人税の税率

申

田近栄治・油井雄二(二〇〇〇)『日本の企業課税』東洋経済
新報社

野口悠紀雄(一九八五)「資金ペース法人税の提唱」『ESP』

一九八五年四月号、三七—四二頁

羽深成樹編(二〇〇五)『図説日本の税制 平成一七年度版』

財経詳報社

本間正明監修・神谷和也・山田雅俊編(二〇〇五)『公共経済
学』東洋経済新報社

本間正明・常木淳・岩本康志・佐野尚史(一九八八)「設備投

資理論の展望」『フィナンシャル・レビュー』第八号、九—

三二頁

横山彰(一九九五)「キャッシュ・フロー法人税へ向けて」

『税研』第六三号、二二六—二二七頁

(やまだ・ただお・当研究所研究員)